

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はコーポレート・ガバナンスの基本を、迅速かつ透明度の高い意思決定および業務執行体制の確立を通じて、「株主」、「顧客」、「従業員」など全てのステークホルダーの期待と信頼に応え、長期的、継続的な企業価値の向上を図ることであると考えております。

コンプライアンスをコーポレート・ガバナンスの基本要素であるとの認識の下、「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をします。」を『グループ行動規準(2. 法令遵守)』に掲げるとともに、コンプライアンス体制を推進する機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、日常の業務活動においてもその徹底を図っております。法令および各種規則を遵守することはもとより、社会との調和を大切に、社会規範、企業倫理に照らして公正な企業活動を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社商船三井	59,527,766	50.94
株式会社三井住友銀行	5,802,387	4.96
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	5,383,600	4.60
関西電力株式会社	2,953,628	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,586,200	2.21
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE	1,775,000	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,536,800	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,488,446	1.27
JP MORGAN CHASE BANK 385166	1,156,100	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,029,200	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	株式会社商船三井 (上場: 東京、名古屋) (コード) 9104
--------	----------------------------------

補足説明 更新

アバディーン投信投資顧問株式会社およびアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド(Aberdeen Asset Management Asia Limited)から、平成27年3月13日現在で合計5,915千株保有している旨の大量保有報告書が平成27年3月20日付で提出されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社および親会社のグループ会社に対して当社所有ビルを賃貸等しておりますが、賃貸料等の決定については一般の取引先同様、近隣相場や市場価格を参考に双方協議の上決定するなど、社会通念に照らして公正妥当な取引を行っております。また、当社は、親会社企業グループの中で明確な事業の棲み分けがなされており、基本的には親会社グループから当社の自由な事業活動を阻害する状況にはなく、少数株主の保護が図られると考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

1. 親会社の企業グループにおける位置付け

株式会社商船三井(以下、「商船三井」という)は当社の親会社です。

商船三井グループは、海運関連企業集団を形成しており、同社グループの事業は、不定期専用船事業、コンテナ船事業、フェリー・内航事業、関連事業およびその他事業の5セグメントに分類されています。当社は、不動産事業を行っており、上記5つの事業区分のうち関連事業に位置付けられます。

2. 親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

当社の事業は親会社企業グループの中で関連事業に属し、不動産事業の中核企業として位置づけられています。親会社企業グループの他の企業と事業領域が異なっているため、事業上の制約やリスク面での連鎖は小さく、独立性が高いと認識しております。

また、当社は親会社企業グループとの経営情報交換等を目的として、親会社から社外取締役が就任しておりますが、同社外取締役は1名であり、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
高松 明	他の会社の出身者												
八田 宏和	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高松 明	○	現 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行および株式会社名古屋証券取引所において業務を執行してきており、これまでの業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただくため、選任しております。 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
八田 宏和		現 株式会社商船三井 常務執行役員	<ul style="list-style-type: none"> 当社の親会社である株式会社商船三井において業務を執行してきており、これまでの業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただくため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

4名

監査役員数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人との間で定期的に会合を開き、監査に関する意見交換および方針の策定等を行っております。具体的には、会計監査人による期初における監査計画の報告、その実施状況についての報告、あるいは実施する監査重点項目の打合せ等で、原則として財務・経理部長および同部の関係者も同席し、年間合計およそ8回程度実施しております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は日頃から監査役と連絡・調整を行っております。また、監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、執行役員およびその他使用人等の指揮命令を受けないものとしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役員数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋爪 紳也	学者													
田中 宏	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋爪 紳也	○	現 公立大学法人大阪府立大学 21世紀科学研究機構特別教授 兼 観光産業戦略研究所所長 現 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役	・都市計画および都市文化論に関する豊富な学識および研究成果を有しており、これらを踏まえ、当社経営への適切な助言や監視の役割を果たしていただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引先が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

田中 宏	○	現 きっかわ法律事務所 現 小泉産業株式会社 社外監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
------	---	---------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を有する社外役員は、社外取締役の高松明氏、社外監査役の橋爪紳也氏並びに田中宏氏の3名であり、当社は当該3名を独立役員に指定しております。

当社と高松明氏および同氏の兼職先である株式会社大阪チタニウムテクノロジーズとの間には、特別な利害関係はありません。

当社と橋爪紳也氏および同氏の兼職先である公立大学法人大阪府立大学並びに株式会社橋爪総合研究所との間には、特別な利害関係はありません。

当社と田中宏氏および同氏の兼職先であるきっかわ法律事務所並びに小泉産業株式会社との間には、特別な利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の主要な事業である貸ビル業は、土地および建物の取得に一時に多額の資金を投下する一方、その収益のリターンは何十年にも亘るとするのが一般的であります。取締役の報酬等については短期的な業績だけで評価することが容易ではない側面があり、現在のところ取締役へのインセンティブ付与に関する施策については実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年度における取締役に対する報酬等の額は181百万円(うち社外取締役7百万円)であります。

(注)上記報酬等の額には、平成26年度に係る取締役賞与金および役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

上記のほか、平成26年6月25日開催の第142期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金(退任取締役1名に対し96百万円、退任監査役1名に対し21百万円)を支給しております。なお、本金額には過年度の事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として計上済みの額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

中長期的な安定拡大発展を目指す当社事業の特性を踏まえ、月額報酬については、取締役、監査役ともに、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、職位および担当を踏まえ安定的な報酬水準を設定することとしております。

取締役賞与および退職慰労金は別途当該年度に係る定時株主総会の決議を経て決定いたします。

取締役賞与は、職位、担当部門および各人の業績評価に基づいて決定いたします。

また、退職慰労金は、在任期間中の職位、担当および貢献度等を勘案して決定いたします。但し、当社は平成27年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成27年6月25日開催の第143期定時株主総会において役員退職慰労金を打切り支給することを決議しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)との連絡・調整は人事・総務部で行っております。主な連絡事項は取締役会(および監査役会)に関するものであり、会議の都度電子メール等により資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は平成19年6月28日付で業務執行レベルでの意思決定の迅速化、業務遂行能力強化を図ることを狙いとして、執行役員制度を導入しました。執行役員は取締役会で選任され、代表取締役から権限の委譲を受け、担当部門の責任者として業務執行を行います。

「取締役会」は6名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、会社経営全般の基本方針を決定するほか、取締役の職務及び執行役員の業務執行を監督します。経営の重要事項はここに全て付議し審議決定しております。併せて業務執行状況についても随時報告されております。

また、原則毎月3回、執行役員兼務の取締役に構成される「経営会議」を開催し、取締役会において決定した経営全般の基本方針に基づき、業務執行に関わる個々の重要案件の意思決定にあたり、構成メンバーによる十分な審議を行っております。

「内部監査室」は、子会社を含め業務活動全般に関し幅広く内部監査を実施しており、監査役とも連携をとりながら業務の改善、法令の遵守等について具体的な助言・勧告を行っております。

「監査役会」は4名(うち常勤2名)で構成されており、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、事業所の調査等を通じた監査を行うほか、会計監査人から監査に関する報告を受け、検討を行っております。なお、常勤監査役西口美廣氏および常勤監査役戸塚正次氏は長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は、取締役6名のうち2名を社外取締役、監査役4名のうち2名を社外監査役とし、常に客観性を確保できる経営体制を整えております。なお、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役高松明氏、社外監査役橋爪紳也氏および田中宏氏の各氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、洪性禎氏、桂木茂氏であり、補助者は公認会計士10名、その他3名であります。

(注)その他は公認会計士試験合格者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会による当社経営への監視が有効に機能していると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

また、社外取締役を複数選任することにより、取締役会における議案審議、意思決定における妥当性・適性性の確保を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日以前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	一定期間、当社ホームページに英文招集通知を掲載しております。
その他	一定期間、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長およびIR担当役員による決算説明会を年1回定期に開催するほか、個別面談・説明会も適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにアナリスト・機関投資家向け決算説明会の資料、決算短信、有価証券報告書、報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署は財務・経理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『ミッションステートメント』において顧客重視の姿勢を掲げるほか、『グループ行動規準』においても、公正な開示、社会貢献等ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全を進めるため「グループ環境方針」を掲げるとともに、企業活動と環境保護との調和をはじめとするCSR活動に積極的に取り組むことを目的に「CSR・環境委員会」を設置しております。CSR活動、環境保全活動として、「地域社会との共生」、「社会貢献・文化支援」、「オフィスとみどりの共生」、「環境共生」等に取り組んでおり、その内容をホームページで公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をします。」を『グループ行動規準(2. 法令遵守)』に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス規程を定め、これらの遵守を図る。
- (2) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (3) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行う。
- (4) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。
- (5) 取締役会は、監査役が監査役会規程および監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、取締役会規程、執行役員規程および文書規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、主たる損失の危険について、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(1) 不動産市況のリスク

当社の主たる事業であるオフィスビル賃貸事業では、不動産市況の悪化等による稼働率の低下や賃料水準の下落等の影響を受けるため、投融資に係る重要案件は、各関係部室間において十分検討するとともに、経営戦略室においてリスクの把握、分析および評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(2) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスク

安全・危機対策の基本方針の策定、体制の整備および実施、ならびに危機の再発防止措置に関する審議、協議、調整を行う機関として「安全・危機対策委員会」を設置し、防災、保安、設備の維持補修等不動産の安全を確保するための適切な管理体制を構築する。万一大規模災害等が発生した場合は、対策マニュアルに基づき、安全の確保と損害拡大の防止を図る。

(3) 金利変動リスク

新規投資等に係る設備資金の借入れについては、その方法・期間について関係部室間で協議し、金利変動リスクの把握、分析を行った上で財務・経理部が意思決定機関に付議する。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- (2) 執行役員兼務取締役で構成される経営会議は、経営会議規程により原則として毎月3回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じて、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 組織規程が定める業務分掌および職務権限ならびに執行役員規程に基づき、執行役員は業務の執行を担当する。

5. 使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、法令定款遵守体制の整備および維持を図る。
- (2) コンプライアンス規程第3条に行動基準を定め、この遵守を図る。
- (3) コンプライアンスの基本方針の策定、体制の整備および実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止措置に関する審議、協議、調整を行う機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のため、コンプライアンス規程に基づき報告・相談システムを整備し、運用を行う。
- (5) 内部監査部門として内部監査室を設置し、使用人の業務の執行を監査する。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ子会社全てに適用する『グループ行動規準』を掲げ、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定める。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、管理担当部長はグループ会社管理規程に基づき、グループ子会社の重要経営事項についてあらかじめ報告を受け、当社の承認を得てこれを実行するよう求める。
- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ子会社各社で諸規程を定める。
- (4) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の独立性に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 前項の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役、執行役員および使用人他が監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、経営会議他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について随時監査役に報告する。
- (2) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (3) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、一切の反社会的行為を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、『グループ行動規準』に反社会的勢力の排除に関する方針を掲げ、万一反社会的勢力による不当要求等があった場合は、毅然とした態度で拒否し、担当部署に報告のうえ、適切な処置を行うこととしております。また、平素より、警察をはじめ外部専門機関とも連携し、定期的な情報収集、社内への注意喚起等を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通り。

1. 適時開示に関する姿勢・方針

当社は「株主はじめ、広く社会とのコミュニケーションに努め、公正、透明な企業活動を行い、情報を積極的かつ適正に開示します。」を『グループ行動規準(3. 公正な開示)』に掲げ、後記の適時開示に係る体制を整備しております。

なお、コンプライアンス研修会等を通じて、グループ役員員に対し適時開示を含む日常業務における法規遵守の徹底を図っております。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 担当責任者

ア. 経営戦略室長、人事・総務部長および財務・経理部長を、当社ならびに当社子会社に係る重要な会社情報の適時開示(以下「適時開示」という)に関する担当責任者(以下「担当責任者」という)としております。

イ. 各担当責任者は、それぞれの業務所管事項に照らし、当社ならびに当社子会社に関して生ずる決定事実、発生事実等について、取引所が定める適時開示規則に則し、適時開示の必要性の是非、開示内容、時期について判断、決定します。

ウ. なお、会社の決算に関する情報(四半期開示に関する事項を含む)は財務・経理部長、子会社に関する情報は経営戦略室長を担当責任者とします。

エ. 各担当責任者は、それぞれ業務所管に関する事項のみならず、その周辺関連事項あるいは他の担当責任者の所管にも重複して関連する事項等について、適時開示に遺漏なきよう、お互いに緊密に連絡を取り合うことが求められており、その取り纏めは情報取扱責任者である人事・総務部長が行います。

オ. 人事・総務部長(情報取扱責任者)は、必要に応じ取引所の上場部担当者と事前に相談を行います。

(2) 開示手続

ア. 各担当責任者は、当社の取締役会、経営会議において決議、報告される各事項について、会社情報の適時開示の必要性の是非等について判断、決定します。

イ. 各担当責任者は、原則として、その適時開示にあたっては、その開示内容等について、人事・総務部長(情報取扱責任者)を経て経営・管理本部長の承認を得る必要があります。

ウ. 各担当責任者は、適時開示に関し単独では判断できない場合には、速やかに経営・管理本部長および人事・総務部長、必要に応じて他の担当責任者を招集してその決定を行います。

エ. 各担当責任者は、必要に応じ会計監査人あるいは監査役の意見を聴取します。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリング

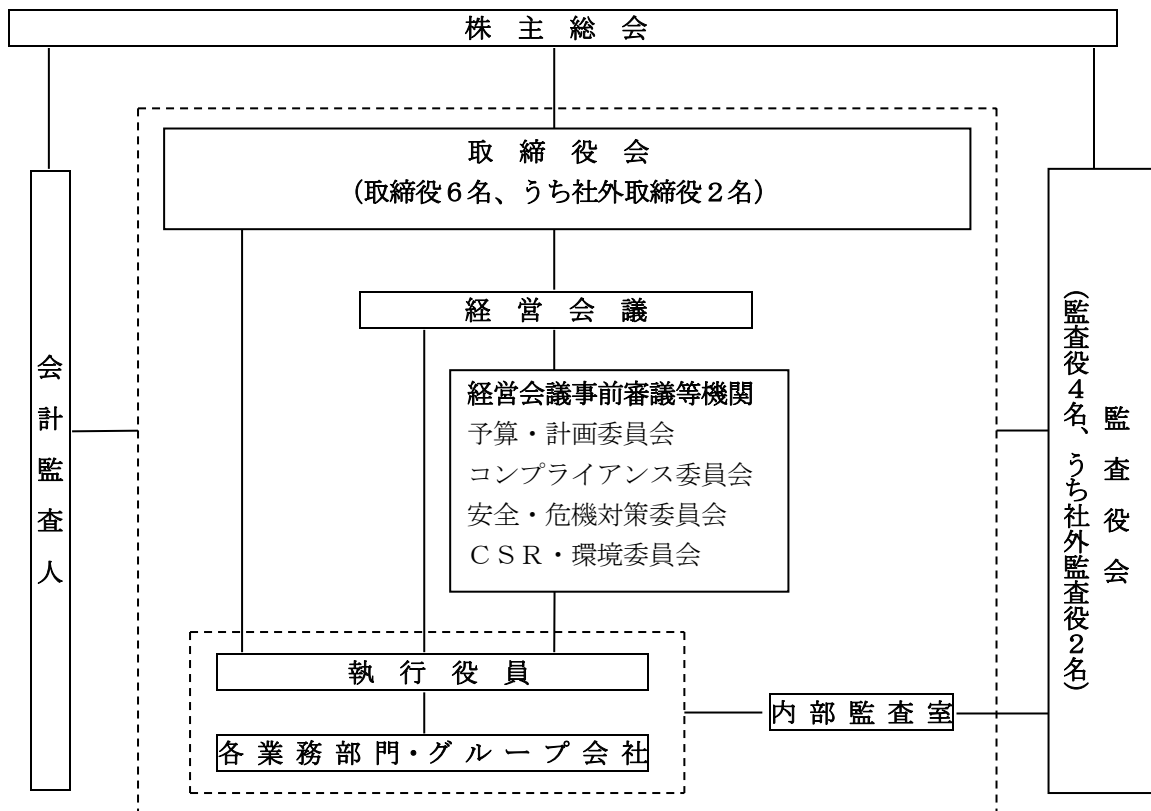
(1) 内部監査部門によるモニタリング

監査対象から独立した立場で業務活動全般に関しモニタリングを実施し、必要に応じ具体的な助言・勧告を行っております。

(2) 監査役によるモニタリング

内部監査および会計監査と情報交換を行いながら、経営者を含む業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施しております。

(内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図)



(適時開示体制の模式図)

